

第3回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会	資料3
令和2年12月10日	

参考資料 1

# 令和4年度都道府県別募集定員上限 について

# 臨床研修医の募集定員倍率

第31回医師需給分科会  
令和元年11月27日  
一部改変

- 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。平成22年度の研修から都道府県別の募集定員上限を設定し、平成27年度には1.22倍まで縮小。今後、令和2年度には約1.1倍まで、令和7年度には約1.05倍まで縮小させる。

臨床研修必修化



平成22年度

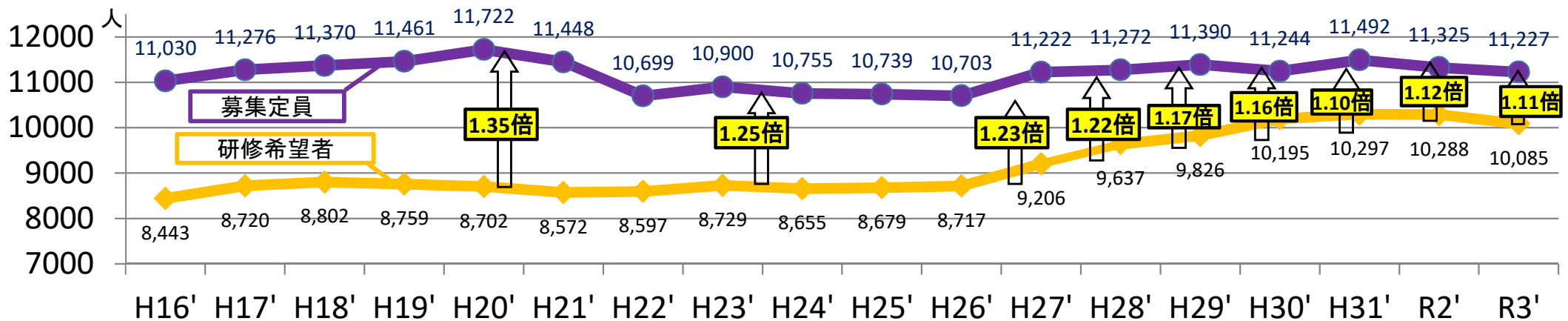


平成27年度

- ・ 研修医の募集定員には、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず
- ・ 全国の募集定員の総数が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大
- ・ 都道府県の募集定員について上限設定
- ・ 平成27年度の約1.2倍から、令和2年度の約1.1倍、令和7年度の約1.05倍まで縮小させる

$$\frac{\text{全国の臨床研修募集定員数}}{\text{全国の臨床研修希望者数}} = \text{臨床研修医の募集定員倍率 (平成27年度 約1.2倍)}$$

研修医の募集定員・研修希望者数の推移



# 令和3年度からの臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限の見直しについて

## 背景

- 平成16年度に新たな医師臨床研修制度が導入されて以降、**研修医が特定の地域に集中しやすい状況にあるとの指摘**がされていた。
- 平成22年度から都道府県別の募集定員の上限を設けられ、平成27年度の研修からは全国の募集定員の合計を研修希望者数に徐々に近づける目標設定をすることで、**研修医の都市部への集中が是正されるよう取り組みが行われていた。**

## 今回の見直しに至る経緯

- 令和3年度からの定員の算出については、**平成30年の医師臨床研修部会報告書において、医学部入学定員による募集定員の算定に当たっては一定の上限を設けること、地理的条件等の加算を増加させること等により、全体として大都市圏の都府県の募集定員を圧縮し、それ以外の道県の募集定員を確保することとされた。**
- さらに、令和元年11月の医師需給分科会で、臨床研修内定者数の傾向から現行の定員配置の方法では、**偏在是正効果が弱まっている事が指摘されたことを受け、平成30年の医師臨床研修部会報告書とりまとめ後に医師偏在指標等のより精緻な指標が公表されたこと等を考慮し、令和2年1月の医師臨床研修部会において、下記の計算方法の見直しが決定された。**

## 令和3年度研修からの都道府県ごとの定員の算出方法

### ■ 全国の募集定員上限

$$\text{研修希望者数} \times 1.09^{*1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 4/5^{*2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小  
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

### ■ 各都道府県の募集定員上限

#### ①人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

#### ②医師養成状況

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

研修医総数を①と②の多い方の割合で按分

#### ③地域枠による加算

$$\text{奨学金貸与者数} \times 1.09^{*1}$$

倍率の外側での加算を縮小し、  
厳格な定員管理を可能とする

採用実績による加算を廃止し、  
新規に導入

#### ④地理的条件等の加算

- (1)100kmあたり医師数<sup>※3</sup>
- (2)離島の人口<sup>※3</sup>
- (3)医師少数区域の人口<sup>※4</sup>
- (4)都道府県間の医師偏在状況<sup>※5</sup>

より精緻な指標による加算に変更

人口分布による算出の1.2倍を限度とする

前年度採用数+5 から変更

#### ⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①~④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算  
※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算  
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

# 研修希望者数及び募集定員上限の設定方法

令和4年度の研修希望者数は、令和3年度の研修希望者数に、

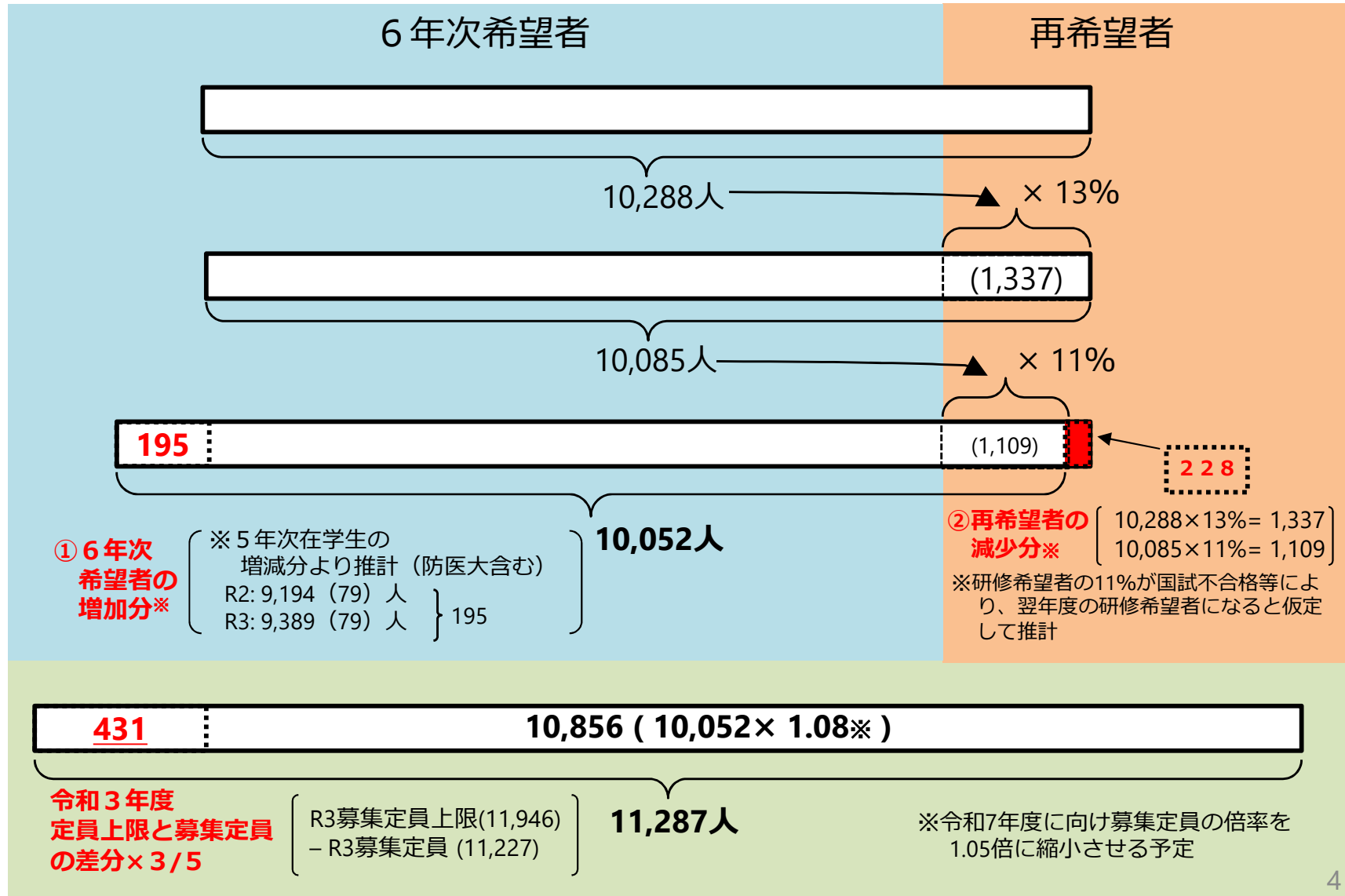
- ① **6年次希望者の増加分**（去年から今年の5年次学生の増加分により推計） 及び
  - ② **再度研修を希望する者の減少分**（研修希望者の11%が国試不合格等により次年度の研修希望者になると仮定して推計）
- を加減して算出している。

研修希望者 (R2)  
10,288人 (実数)  
〔 マッチング参加者: 10,075  
自治: 125 防衛: 88 〕

研修希望者 (R3)  
10,085人 (実数)  
〔 マッチング参加者: 9,876  
自治: 117 防衛: 92 〕

研修希望者 (R4)  
10,052人 (推計)  
〔 R3研修希望者: 10,085  
6年次増: 195 国浪増: -186 〕

募集定員上限 (R4)  
11,287人  
〔 R3研修希望者 (10,085)  
× 1.08倍 + R3年度上限と  
募集定員の差(719)×3/5 〕



# 令和4年度の都道府県別の募集定員上限計算の変更点について

## ■ 地域枠の加算について

- 令和3年度の定員上限計算では、都道府県が把握している地域枠のうち、都道府県が奨学金を貸与されている者の人数を用いて加算を行った。
- 令和2年8月の医師需給分科会において今後の地域枠の定義が示されたことから、地域枠の加算にあたり下記の要件を満たす地域枠医師の数も加味することとしてはどうか。

令和4年度に臨床研修医になる見込みの者で、かつ、下記①～④の要件を全て満たしている者

- ①別枠方式により選抜されていること
- ②卒業直後より都道府県内における9年間以上の従事要件が課されていること
- ③大学入学時に都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件に書面同意していること
- ④都道府県のキャリア形成プログラムが適用されていること

【医療従事者の需給に関する検討会 第35回医師需給分科会(令和2年8月31日)】

## ■ 激変緩和のための措置について

- 令和3年度の計算方法の見直しにおいて、定員数が急激に減少する都道府県に対する措置として、募集定員上限が直近の採用実績を下回る場合、「募集定員上限を直近の採用実績と同数とする」激変緩和措置を設けた。
- 今回、この計算方法を用いることにより、令和4年度の定員が、令和3年度の定員よりも多くなる都道府県が生じ※、定員数の減少に対する激変緩和を行うという趣旨に反する状況が生じる。  
※令和4年度の定員計算においては、令和2年度の採用実績が用いられるため。
- 激変緩和措置の趣旨を考慮し、下記のように、激変緩和にかかる計算方法を見直してはどうか。

計算の結果、募集定員上限が令和2年度の採用実績に満たない場合、令和2年度採用数を募集定員上限とする。  
ただし、令和2年度の採用数が令和3年度の募集定員上限よりも多い場合は、令和3年度の募集定員上限を当該都道府県の上限とする。

# 令和4年度の臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限

## ■全国の募集定員上限(A)

$$\text{研修希望者数} \times 1.08^{※1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 3/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小  
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

## ■各都道府県の募集定員上限

### B 人口分布

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

### C 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{医学部入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

### ①基本となる数

$$\text{全国の研修医総数(推計)} \times \frac{\text{BとCの多い方*}}{\text{BとCの多い方*の全都道府県合計}}$$

\* C(入学定員)を用いる場合、B(人口分布)の1.2倍を限度とする

### ②地域枠

$$+ \text{奨学金貸与者数} \times 1.08 \text{ (今回の倍率)}$$

### ③地理的条件等による加算

- (1)100kmあたり医師数<sup>※3</sup>
- (2)離島の人口<sup>※3</sup>
- (3)医師少数区域の人口<sup>※4</sup>
- (4)都道府県間の医師偏在状況<sup>※5</sup>

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算  
※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算  
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

### ④激変緩和

・①～③の合計が令和2年度の採用実績に満たない場合、令和2年度採用数を当該都道府県の上限とする。ただし、令和2年度の採用数が令和3年度の募集定員上限よりも多い場合は、令和3年度の募集定員上限を当該都道府県の上限とする。

・上記により追加する定数については、他の都道府県の定数から  $\frac{\text{各都道府県の(①～③の合計 - 前年度の採用実績)}}{\text{他の都道府県の(①～③の合計 - 前年度の採用実績)の合計}}$  に応じて減ずる

# 参考

# 臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限の見直しについて

## 令和2年度研修まで

### ■全国の募集定員上限

研修希望者数 × 1.1<sup>※1</sup> + 前年度の定員上限と募集定員の差分

※1 平成27度の約1.2倍から段階的に縮小

### ■各都道府県の募集定員上限

#### ①人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

#### ②医師養成状況

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

研修医総数を①と②の  
多い方の割合で按分

#### ③地理的条件等の加算

- (a) 面積当たり医師数(100km<sup>2</sup>当たり医師数)
- (b) 離島の人口
- (c) 高齢化率(65歳以上の割合)
- (d) 人口当たり医師数

#### ④採用実績による加算

残りの定員を直近の採用実績に応じて按分

#### ⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①～④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数+5を当該都道府県の上限とする

## 令和3年度研修から

### ■全国の募集定員上限

研修希望者数 × 1.09<sup>※1</sup> + 前年度の定員上限と募集定員の差分 × 4/5<sup>※2</sup>

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小

※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

### ■各都道府県の募集定員上限

#### ①人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

#### ②医師養成状況

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

研修医総数を①と②の  
多い方の割合で按分

#### ③地理的条件等の加算

- (1)100km<sup>2</sup>あたり医師数<sup>※3</sup>
- (2)離島の人口<sup>※3</sup>
- (3)医師少数区域の人口<sup>※4</sup>
- (4)都道府県間の医師偏在状況<sup>※5</sup>

#### ④地域枠による加算

奨学金貸与者数 × 1.09<sup>※1</sup>

人口分布による算出の1.2倍を限度とする

#### ⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①～④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算  
 ※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算  
 ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分